

令和2年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和2年9月11日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和 2 年 9 月 1 1 日（金曜日） 午前 9 時 5 6 分～午前 1 1 時 3 1 分

会 場： 大仙市役所 3 階 第 1 委員会室

出席委員（7 人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

欠席委員（0 人）

遅刻委員（0 人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷祐幸	市民部長：和田 義基
総務部次長兼総務課長：佐々木隆幸	総合防災課長：佐藤 大
財産活用課長：高橋 学	市民課長：高橋 直美

議会事務局職員出席者

事務局主任：藤澤 正信

審議案件

- 第 1 議案第 1 6 3 号 大仙市一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 1 6 4 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 1 6 7 号 大仙市空き家等対策協議会条例の制定について
- 第 4 議案第 1 6 8 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 0 号）

第5 議案第191号 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第11号）

第6 請願第14号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス・アショア配備反対の意思表示を求める請願

第7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第8 閉会中の継続審査（調査）の申し出に係る事件について

午前9時56分 開会

○委員長（後藤健） 時間ちょっと早いですがけれども、皆さんおそろいですので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会いたします。審査に当たっては、お手元に配付の日程表のとおり審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局からあいさつをお願いします。和田市民部長。

○市民部長（和田義基） おはようございます。審査をお願いする前に、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、委員の皆さまには、市民部所管の事務事業の執行につきまして、日頃より貴重なご指導ご助言をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします市民部関連の案件は、議案第164号、マイナンバー通知カードの廃止に伴う大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）に計上しております、戸籍電算システム管理運営経費の追加補正の2件であります。

内容につきましては、この後、所管する市民課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○委員長（後藤健） ありがとうございました。

では、これより当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） はじめに、議案第164号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。当局より説明をお願いします。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 市民課長の高橋直美です。どうかよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております市民課職員をご紹介します。市民班班長の関参事でございます。同じく市民班の佐藤副主幹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第164号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。資料ナンバー1の議案書、17ページ及び18ページをお願いいたします。また、補足資料として、新旧対照表を配付させていただきましたので、市民課資料ナンバー1も併せてご覧願います。

本改正は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正によりまして、個人番号、いわゆるマイナンバーを通知する「通知カード」が廃止されたことに伴い、本市手数料条例における当該通知カードの再交付に係る手数料の規定を削除するとともに、引用省令の題名が改正されたことによる規定の整理を行うものであります。

また、施行期日は交付の日としております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。当局の説明を求めます。高橋市民課長。

○市民課長（高橋直美） 議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、市民課所管分につきましてご説明いたします。

資料ナンバー2、大仙市補正予算書〔9月補正〕の10ページをお開き願います。主な事業説明書の方は資料ナンバー2-1の2ページとなっております。また、補正資料としてお配りしております市民課資料は、資料ナンバー2をご参照いただきたいと思います。

2款3項1目12事業、戸籍電算システム管理運営経費994万4千円の補正であります。補正後の合計額は1,797万2千円であります。

事業の概要及び補正の内容でございますが、現在、社会保障手続きや戸籍の届け出の際には、身分関係の確認のために戸籍謄抄本の添付が必要となっております、また、本籍地以外の市町村での戸籍謄抄本の発行もできないこととなっておりますが、令和元年5月24日に成立した戸籍法の一部改正により、令和5年度を目途に全国の戸籍システムがネットワーク化され、行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付の省略や本籍地以外での戸籍謄抄本の発行が可能となります。

また、デジタル手続法の施行によりまして、国外転出者のマイナンバーカード等の利用が可能となることから、これらに対応させるためのシステム改修が必要となり、補正をお願いするものでございます。

改修は、国で定めるスケジュールに従い、令和5年度までに段階的に行うこととなっておりますが、令和2年度は戸籍情報システムの改修、戸籍附票システムの改修、基幹系システムの改修が予定されております。

なお、財源は全て国庫支出金でありまして、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補助対象事業として、全額補助されるものであります。

以上、ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、総務部所管の審査と合わせて行うことといたします。

ここで、当局説明員交代のため休憩といたします。再開は準備が整い次第でお願いいたします。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 再開

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。

審査に入る前に、当局よりあいさつをいただきます。舩谷総務部長。

○総務部長（舩谷祐幸） 改めまして、おはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の所管案件は、条例案3件、一般会計補正予算案1件の計4件でございます。内容につきましては、この後、各担当課長から説明させていただきたいと存じますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

なお、委員会審査終了後、「組織機構の見直し」ということでご説明させていただくため、常任委員会の協議会をお願いしております。重ねてお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。それでは審査を再開いたします。

○委員長（後藤健） 議案第163号、大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課長の佐々木隆幸です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日同席しております職員を紹介します。文書法制班の班長であります、柴田忠副主幹です。職員班の班長であります、中邑真人副主幹です。以上であります。

よろしくお願いたします。

それでは、資料ナンバー 1、議案書の 15 ページと 16 ページの方をお願いします。

議案第 163 号、大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を定めるものでありまして、市に設置の感染症仮設診療所において職員が従事した場合、1 日につき 3 千円または 4 千円の特殊勤務手当を支給できるように、条例の一部改正するものであります。

16 ページに記載の改正条文であります。現在の条例附則に、次に定める第 3 項と第 4 項の条文を加えるものであります。第 3 項は新型コロナウイルス感染症から、市民の生命や健康を保護するため、緊急に行われる作業に従事した場合、具体例としましては、本市に設置の感染症仮設診療所などにおいて職員が従事した場合、防疫等の作業に対する特殊勤務手当を支給できるように定めるものであります。

次の第 4 項につきましては、第 3 項で規定の特殊勤務手当の額を定めるものでありまして、1 日に 3 千円を支給するものであります。ただし、感染症の患者もしくはその疑いのある方の身体に直接接触する作業、または、長時間にわたり接して行う作業をした場合については、4 千円の特殊勤務手当を支給するものであります。この一部改正は交付の日から施行しますが、仮設診療所の設置条例と整合性を取るため、5 月 29 日から適用するものであります。

以上、議案第 163 号につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 仮設診療所等に、いわゆる出勤を命ずる人は市長ですか。それとも県知事とかがっていうふうになるのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 感染症仮設診療所に職員が勤務するという命令につきましては、市長になります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（佐藤文子） その仮設診療所に出動する患者数の基準等について、明確なものが

あるのかどうか教えてください。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

仮設診療所における勤務ですけれども、医療機関から仮設診療所で検査を要するような要請があった場合、または帰国者センターから要請があった場合について、そちらの指示を受けて、診療所の作業をすることになります。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 直接人に触れる、接触者に触れる人には4千円。それからいろいろ防疫作業に関わる方は3千円ということですが、命令される職種は、市の中の具体的にどの分野の方々が命令されるものなのかどうかというようなこと。そして、もう一つはそうした方々が、いわゆる勤務後にしっかりとPCR検査等が受けられるのかどうか、その点をお伺いします。

○委員長（後藤健） よろしいですか。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。

仮設診療所に勤務する職員でありますけれども、健康福祉部の健康増進センターの職員、看護師等、その方が勤務することになっています。実際の勤務なんですけれども、患者さんと基本的には接することなく、遠隔で、室内と車、患者さんが車で来た場合のドライブスルーの形式における診療なり検体採取なりですので、安全性は確保しながら従事します。従事した後なんですけれども、職員がその都度、勤務後にPCR検査を受けるところまでは現在は定められていないという格好です。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ、ドライブスルーでも、2メートル離れていれば大丈夫だとか、いろんな説がありますけれども、まずそういうのに従事した方はやっぱり事後のPCR検査の、担当した、例えばいわゆる感染の潜伏期というものもあるでしょうから、一定の潜伏期間を見定めながら、きちっと当たった職員についての事後検査というようなものは、やった方がいいのではというようなことをお願いしたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） ご指摘ありがとうございます。

補足させていただきますけれども、市の職員につきましては、直接唾液を採取したりする作業は行わず、その場での保険証の確認であったりとか、本人確認とか。実際そう

いう作業は医師がやるわけですがけれども、医師等が着ている防護服とかの後処理、という事前事後の事務的な仕事を健康増進センターの職員が行うということになっております。ですので、原則は直接疑いのある患者さんと接するそういう作業はない、それ以外の作業をすることになりますので、感染の疑いは少ない、低いというふうなことになります。そういう作業に職員が従事するということになりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（後藤健） よろしいですか。どうぞ。

○委員（佐藤文子） そうやって直接患者さんと触れなかった、あるいは無症状で発症している事例というのがすごく広まっているわけですし、どこでどのように感染したか分からない感染経路不明な患者もすごく増えているというようなことが事実なわけですので、必ずしも担当した職員が患者さんと直接接触するような行為はしなくても、事後の、いわゆる先生方の防護服のいろいろ後片付けだとか防疫作業だとかそういうようなことに関わっている中で、ウイルスの生存期間が3時間とか2時間と違って、いろんな説がありますけれども、そういう意味での、やはり感染経路不明というふうなものがたくさん出ている。そういう状況に鑑みて、やっぱり担当した職員の安全性を第一に、事後検査というふうなものはやるべきじゃないかなということを改めて提案しておきます。後で検討してください。

○委員長（後藤健） それでは、答弁はよろしいですか。では、小松委員。

○委員（小松栄治） 一つだけ。あとはほとんど文子さんが質問して答えていただいたので。要請があったときに市長が任命してやると。こういうことですがけれども、その仮設の中に、入る人は決まっていると思いますけれども、例えばこれ、いつから始める、これどこも要請があった場合だべ。いつからこれ、例えば、職員が仮設の方に、例えばすよ、市の方で要請したいつからの場合が、ちょっと分がらねすおな。ただ要請したばかりだつてば、それで、んだがなつていうども、そういう状況が生じた場合、そのあたりのがちょっとクエスチョンマークだすおな。そのあたりだわけすよ。だからそんな場合なつたづぎどが、完全に起こった場合はせ、その病院の方の担当者の方から市の方さ要請して、あるとか、ばや一つとしているもんだから、我々は、おや一、今の場合はよ、まだまだこのあたりはそういうの要らないと思うんだけれどもすよ。できればそのあたりのことをはっきりとしていただければ。

常に、これいいか悪いかわからないでも、かかった人もかからね人も全部測れること

なば一番いいと思うんだけどもな、本当なばな。でもそうはいかないもんだからね。
それでちょっとお聞きしたいんですよ。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 小松委員のご質問にお答えします。

本市の仮設診療所の稼働日、運営する日なんですけれども、これは終日動いているわけではなくて、週の土曜日と水曜日で、予約あった場合のみ稼働するとしています。そのような診療体制となっております。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） これから第3派が来る恐れもあるので。急にこんだあの、東京都の方で、G o T oキャンペーンがあどいいとなれば、国でもいいとなれば、こちらの方に
来る機会が増えると思うんです。そのあたりも踏まえながら、きちっとした対応をして
もらいたい、ということをお願いしておきます。

○委員長（後藤健） そうすれば、答弁はいいですな。では他に。金谷委員。

○委員（金谷道男） この手当を支給するところっていうのは、今のところ診療所。

というのはですよ、3月だっけか。学校でALTさんが疑われたときに、学校の防疫
を職員が行った。というようなケースが起きた時に、それさ従事する職員はこれの対象
にはならない。

○委員長（後藤健） はい、答弁を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 金谷委員のご質問にお答えします。

現在の手当なんですけれども、消毒等については、結論といたしましては、対象外と
なります。対象となるものについては、患者さん、疑いのある方と接するような作業を
行った場合というふうな形で、手当を支給するような、国の方で作ったような形の手
当を市の方で創設するということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（金谷道男） 通常の勤務の範囲内だという考えということだべな。

万が一、何か起きた時は、公務災害の対象で処理するという、そういうレベルの考え
方なのかな。そういうことが無ければいいんだけども、もしかすれば公共施設さ、と
いうことがあれば、職員が行って防疫作業をするという。まあ、万全の態勢で行くから
絶対そういうことは無いと思うでも。ということも、ちょっと想定しておくことが必要
ではないかなと思ったので確認しました。以上です。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、ほかに質疑のある方は。

はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） これ、5月29日からということなんですけれども、今まで対象者というのはどのくらいいたもんだすか。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） すみません。ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（後藤健） はい、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時27分

○委員長（後藤健） では、再開いたします。答弁をよろしいですか。

はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 古谷委員のご質問にお答えいたします。

ご質問の件の内容につきましては、市の方では把握しておらず、公表できないこととなっておりますので、どうかよろしくご理解願いたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に、質疑のある方。よろしいですか。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（討論する者なし）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 続いて、議案第166号、大仙市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書の21ページと22ページを

ご覧くださるようお願いいたします。

議案第166号の、大仙市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、地方公共団体の首長や職員の損害賠償責任について一部免責ができる条例が制定可能となったことから、本市においても、市長等や職員が多様化した行政運営の中で、膨大な個人負担を追求されることなく、積極的な職務の遂行ができるよう、損害賠償責任の一部免責について条例規定するものであります。

22ページ記載の条文になりますが、第1条は条例制定の趣旨を規定しております。第2条は、損害賠償責任の一部免責の割合等を規定するものであります。内閣が出す政令で定める基準を参酌し、職務遂行上、善意かつ重大な過失がない場合に限り、市長につきましては損害賠償責任を負う額から基準給与年額の6倍を超える額について免責するものであります。同様に、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員につきましては4倍を超える額を、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、公営企業管理者につきましては2倍を超える額を、職員につきましては1倍を超える額を、損害賠償責任を負う額から免責するものであります。

最後になりますが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） このような^{ばくだい}莫大な損害賠償を強いられるような、過去にもこれからもあってはならないと、私は思いますけれども、具体的に、例えばあの平均年間給与、これが1千万の人だったら、市長が1千万だとしたら、6千万円を引いた1億円の請求があったとする。そうすれば、6千万円を引いた4千万円について免責するというふうな考え方でよろしいのですね。

○委員長（後藤健） はい、答弁を。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。

委員ご指摘のと通りの免責割合になります。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤健） よろしいですな。はい、ほかに。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） こういうところに出てくるっていえば、どっかで事例があるからってということだすべ。どっかであったってごど。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） あの、本市ではないんですけれども、全国的な事例を調べたところでありまして、ありました。

どういうケースかといいますと、外部団体の補助金等について、支払いしたんですけれども、それが違法だというふうに見られて、市長が住民から訴えられたケース。それから、例としては、これは浄化槽建設工事なんですけれども、そういう工事関係で不当な高額な工事を発注したということで、住民からこれも訴えられたケース。それから、同じように河川改修に伴う、委託料、これは工事に関する委託料なんだと思いますけれども、それも過大に支払われたというケースで、訴えられたケース。

これが、全国中の例の一つとしてあります。以上になります。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか、渡邊委員。はいどうぞ。

○委員（渡邊秀俊） そういう補助金とかの事業費は、市長が、当局が出して、議会が承認しているわけだべ。議会はなんも関係ねんだ。

○委員長（後藤健） はい、次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 渡邊委員のご質問にお答えします。

これは、執行機関であります部分につきまして対応する部分でありまして、議会の方につきましては除外になるという形の条例制定になりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか、なければ質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第167号、大仙市空き家等対策協議会条例の制定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、同席しております職員をご紹介します。総合防災課班長の藤田勇人主幹でございます。時田直之主査でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第167号、大仙市空き家等対策協議会条例の制定について、ご説明申し上げます。資料は、資料ナンバー1、議案書の23ページ、24ページをご覧くださいと思います。

市では、平成18年の豪雪から顕著となってまいりました空き家問題を契機に、平成23年12月に、大仙市空き家等の適正管理に関する条例を制定いたしまして、空き家対策に取り組んでまいりました。

また、平成24年には、全国初となります、行政代執行による危険な空き家の解体を実施しております。さらに、平成26年11月には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことにより、本市でも大仙市空き家対策計画を策定するなど、積極的に空き家対策に取り組んでまいりましたが、本計画の計画期間が、令和2年度、今年度ですけれども、満了となることから、新たな第2次計画の策定が必要となっております。

現在、市では、空き家条例や、先ほどの第1次の対策計画に基づきまして、危険な状態にある空き家の所有者に対しまして、助言や指導、空き家解体補助金制度によりまして、対策などを行ってきましたが、相続放棄により全く管理がされていない空き家や、適正に管理がなされず近隣の迷惑となる空き家など、条例制定や第1次の対策計画策定時には想定されていなかった事案が多数発生し、現在対応に苦慮する空き家等が増加傾向にございます。

この第2次計画の策定に当たりまして、このような複雑化する事案や難解な案件への対応をはじめ、空き家の解体及び適正管理の更なる推進につきまして、より効果的な対策を講じていくことができるよう、地域住民や専門的な方々の意見を取り入れるなど、民間との連携を図った上で、総合的な計画を策定するために本協議会を設置するものでございます。

本協議会につきましては、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の第7条第1項の規定に基づき設置される協議会となっており、法第7条第1項によれば、「市町村は空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる」と定められております。

協議会の委員につきましては、地域住民や、法務、不動産、福祉等に関する学識経験者の他、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱または任命することとなっております。

ります。

本条例の設置により、管理不全の空き家への対応や利活用の推進など、市が抱える問題や課題に対しまして、専門的な見地からの意見聴取や、地域住民からの直接的な声を取り入れるなど、第2次計画へ反映させてまいりたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はよろしくお願ひいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 協議会作るのは結構ですけれども、今までもいろんなことで、空き家対策のことやってきたと思います。で、この協議会のことについては、第2条に定める最後の方の、その他空き家等対策に関することについて協議するもの、としてらすな。その空き家を、把握していることではないようだよな、これな。その協議会ではないようだよな。

空き家について、例えば西仙北でも協和でもどこでも、なんぼあって、その人が住んでなくて、そのような状態の空き家だと危険だとか、または居るんだけど、どこどこに住んで、1年以上、1回も来ないとか、そういったものことについては、その地区の、例えば支所とか、あんたがたの方で、把握してるもんだかどうか、ちょっと聞きたいです。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松栄治委員のご質問にお答え申し上げます。

総合防災課では、毎年冬期間になりますと、全地域の空き家について調査を実施してまいります。毎年実施しておりますけれども、空き家台帳というものに空き家が登録されておまして、実際に1年を超して、空き家台帳を更新するために、実際にその空き家が現在も空き家であるかどうかというような確認と、建物の危険度の調査を、外部的な調査を実施しております。更には、近隣住民等の聞き込み等によって、新たな空き家が発生した場合には、こういった調査によって空き家台帳に登録されているということで、一応あの、調査している範囲内で、空き家の住所と所有者については把握しております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（小松栄治） 私、見だごとねすおな、調査しにきたづぎ、西仙の場合。なして来ねべ。それから空き土地もんだすおな。だから無断で、空き家もんだんだけども、隣の

家さ頼んでいっても、その人誰も来ねがったり、1年に1回も来ねがったりしているのがほとんどです。それからあと、空き家片付けて、その空き家の土地さ、自由に今度は車停めたり、今度は駐車したりしていることもまあまああるっけす。

そのあたりも踏まえながら、この協議会を作るのはいいんだけども、問題は実際にその協議会にける問題としては、地域の空き家のことをきちっと把握しながら、それをせ、大変恐縮だでも、ただ聞き取りだけでなく、自分たちの目で見ですよ、地域の支所の関係の人と1年に1回だけでもいいから、見て把握してどのようにしたらいいかということをやってもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松栄治委員のご質問にお答えいたします。

今、ご指摘いただきましたとおり、空き家に対しまして、様々な苦情・ご意見が出てきております。現在、我々が対応しきれない案件も増えてきておりますので、そういった案件を聞き入れながら、こういった協議会にお諮りして、専門的な見地から、こういった施策、あとは対処をすればいいかということを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 要望、お願いですけれどもすよ、1年に1回ね、そこ、市長の方とかから見に行ってもらう、そしてそれでこれさかげるといふうになるわけなんだけれども、それをせ、きちっと把握して、空き家の管理は果たして誰がやっているかということ。たぶん分からないのがほとんどいっぱいあるすおな。んで、仙台さ行った、おらほの西仙の刈和野の、仙台さいてもなかなか連絡、息子だいるんだけれども、おやじの建てたもので、おやじ、へばどごさ居だがってば分がらねわけすよ。そういう問題もあるので、まずきちっと1年に1回ぐれはね、実施してもらいたいという要望だったす。よろしく申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、せば答弁はいいすな。

他にありませんか。はいどうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 協議会というものの役割というのは計画の作成・変更並びに実施というその他の空き家対策ということなんですけれども、協議会で個別の事案に対する対策も話し合われるのか。そして、計画だけでなく、計画の作成というものがあるんですけれども、そういう意味で、この協議会の決定というか役割が非常にこの、重みが出て

くる。もし個別事案に対する対策もこの場で協議されるようなことなのであれば、非常にこの法律的な問題も関わる重みのあるシステムだと思うんですけど、そのへんの拘束力というのはなんか、どんなふうなものなんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

一応、問題となってくる、解決が困難な空き屋等について、ご意見をいただいたりとか、専門的な見地からご意見をいただいたりということは、すると思います。そして、それに対して、どういった対策が講じられるのかということを含めて、我々が施策なり何なりを立てていくことになると思うんですけども、例えば、個別案件等につきましては、行政代執行になるような案件について、実際にこれを対象とするのかどうかということも含めて、その協議会でご検討いただくということがあるのではないかと、というふうには考えております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。どうぞ。

○委員（佐藤文子） そういう意味ではあの、法務・不動産関係の専門家がどれくらい10人の中に入るのかということと、また、地域住民というのは、空き家が全地域に散らばっている状況もありますので、その特定、わずかな、全地域を対象の住民というふうなことも必要なのではと思うんですけども、そのへんの地域住民の人数割合だとか、法務・不動産などの専門の方々が、協議員に占める割合とかがあってというのはどのように考えている。

○委員長（後藤健） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

あの、委員の構成メンバーですけれども、地域住民ということに対しましては、我々が想定しているのが自主防災組織とか、連絡会とか、そういった方達を考えております。あと、法務・不動産とか、専門的な見地であられる方につきましては、法的なこと、登記関係のことをご相談するというようなことも含めて司法書士の方を、不動産に関しましては、要は利活用も含めまして、宅地建物取引関係の宅建の協会と、あるいは土地家屋調査士等、そういった見地からのご意見をいただきたいということで調整しております。あと、福祉等に関しましては、社会福祉協議会とか、そちらの福祉関係の専門的な方からご参加いただければと考えております。

地域に対する、ここの物件をすべからくこの委員会に諮って、協議会でどうこうする

というのを逐一決めるということではありません。こういった案件が出てきた場合に、市として全体的にどのような対策を打つかということ協議していく形になると思いますので、各地域の代表者という形を想定はしておりません。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○委員（佐藤文子） そうすれば、この協議会の実施開催というのは、計画がきちっと策定できた後、継続的に、定期的に関開くというようなものなのかどうか、教えていただきたい。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

委員のご質問のとおり、計画策定後には必ず最低年1回の開催、必要であればそれ以上の開催も想定しております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） この空き家条例で、所得に応じて50万を限度にやるの、他の市町村から好評を得ておるわけっすよ。

ただ、問題なってるのはすよ、所得がある人、経済的にちょっと容易でなくて、あとなんとでもしてけれっていうやづをその集落がやっぱり黙って見てられないし、なんとかするべって、そういう状況なわけすよ。今それがかなり増えているわけ。で、黙っていれば草だらけなって、隣さ倒れていくような状況だけれども、なんとがしてけれ、分かった、と手を着けるとなった場合に、やっぱり財源なんだすよな。

うちも、会長がら言われでちょっと向がったけすよ、見積もり取ったっけ、180万。いや、なんとがしてけれっても150万。簡単に100万超えるんだすよ。そのじえんこ、どごがら出すがっても、ねがら。そういうあの、これは適宜、対象になる事例だっけときは、総務部長もいるがら、これは是非とも150万掛がっても仕方ねど、そういう財政措置もこの計画さ載へておいでけね。50万くれででぎればなんとがなるべったって、なんと。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 渡邊委員のご質問にお答え申し上げます。

渡邊委員からはもう再三、議会の一般質問でもそのようなご質問をいただいております。質問に対して制度化というようなそういうことは実現しておりませんが、今我々が考えている、議員からのご質問にありました、自治会向けの空き家対策の補助金という制度、今これを要綱にしまして実施する予定でございます。

内容につきましては、補助額が最高180万、要は9割補助というような高額な補助になる予定でございます。

渡邊委員から再三ご指摘いただいているとおり、やっぱり自治会でやるにしても、予算がないと。結局、5割補助であると自治会からの持ち出しが必要になると。今、お話にもあったとおり、解体費用というのは180万、200万、簡単に掛かってしまうような物件が多いということで、下手すると90万、100万、自治会からの持ち出しになるというようなお話もいただいておりますので、そういった自治会の、条件は付けさせていただきますけれども、そういった自治会の声に対応できるような制度設計をさせていただきますので、もし必要であれば、補助率9割という高額な補助金を出させていただきますので、やはりこういった協議会にも諮ったりして、それが適正に運用されているかどうかということもお諮りいただくのも一つかなと考えております。以上です。

○委員長（後藤健） はい、挽野委員。

○委員（挽野利恵） はい、「空き家等」の「等」というのは、どこまで含まれているものでしょうか。例えば、空き店舗とか、空き工場とか、そういうのも含まれているのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野委員のご質問にお答え申し上げます。

今、委員おっしゃられたとおり、工場、店舗といったものも含まれております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（挽野利恵） あとあの、最近話題のゴミ屋敷。こういうのも、こういう対策協議会なんかで協議してもらうものなのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） はい、挽野委員のご質問にお答え申し上げます。

ゴミ屋敷と言われても、いわゆる我々から見た感覚でゴミ屋敷と言っておりますけれども、住んでいる住人がおりますと空き家ではございませんので、この協議会自体にお諮りすることはないと思われま。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(後藤健) 続いて、議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第10号)を再び議題といたします。

はじめに、財産活用課所管の説明を求めます。高橋財産活用課長。

○財産活用課長(高橋学) 財産活用課、高橋です。説明に入ります前に、本日同席しております職員を紹介いたします。財産活用課、管財班班長の茂木和久主幹です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第10号)のうち、財産活用課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔9月補正〕の9ページと10ページをご覧くださいと思います。今回の補正は、大曲地域内小友西部・東部地区における県営ほ場整備事業の施行に伴う市所有の光ケーブル移設工事費について、歳入歳出予算の追加をお願いするものであります。

9ページの歳入につきましては、21款5項3目24節、雑入の光伝送路工事費補償金として455万9千円を追加するものでございます。歳出については、10ページとなります。2款1項10目30事業、超高速通信基盤設備管理費として、628万8千円を追加し、補正後の予算額を1億78万5千円とするものであります。

内容についてであります。大曲地域内小友東部・西部地区の県営ほ場整備事業区域内にある電柱の支障移転に伴いまして、当該電柱に添架、載せている市所有の光ケーブルを移設する必要性が生じております。当初、県との協議により延長590メートルの移設を見込んでおりましたが、ほ場整備事業の実施設計が本年3月に確定したところがございます。それを踏まえて現地確認を実施しましたところ、延長1,700メートルの

移設工事が必要となったものであります。

主な工事概要としましては、光ケーブルの切断・撤去が26径間。径間というのは電柱と電柱の間を1径間というふうに言います。それから新設が22径間、光ケーブルの載せ替えが20径間。このほかルートの変更に伴う切り替え接続、それから接続の際の損失試験を行うこととなります。

なお、県からの補償金の額が、歳出の工事請負費に満たないのは、光ケーブルの敷設時期が平成22年でしたが、経過した10年分の財産価値が消耗したとして、その減耗分が控除されております。

このようなことから、光ケーブルにつきましては耐用年数25年となっておりますが、残り15年分について算出された補償金額となっております。

以上、財産活用課所管分の補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○委員長（後藤健） はい、次に総合防災課所管の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） それでは、総合防災課所管分の説明を申し上げます。

議案第168号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。資料は資料ナンバー2、補正予算書の16ページをお開きいただきたいと思います。

このたび補正をお願いいたします、9款1項6目10事業、災害応急対策費につきましては、8月8日、9日の大雨災害での対応に要した費用でございます。

この大雨では、幸い人的被害、住家被害はございませんでしたが、西仙北地域での土砂災害によりまして、3件の非住家全壊被害が発生しております。

このたび補正をお願いいたします経費は、この全壊した非住家から発生いたしました災害廃棄物の処分経費197万8千円のほか、内水対策で業者に委託した排水ポンプの設置撤去経費等94万4千円。対応に当たりました職員222名の時間外手当、457万8千円。警戒に当たった消防団員66名分の費用弁償29万1千円など、合計で805万9千円となっております。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) よろしいですか。ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、討論、表決につきましては、市民部所管分と合わせて行うことといたします。

○委員長(後藤健) 続いて、議案第191号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長(佐藤大) それでは、議案第191号、令和2年度大仙市一般会計補正予算(第11号)について、ご説明を申し上げます。資料は、資料ナンバー5、補正予算書〔9月補正〕の11ページをお開きください。

事業内容につきましては、資料ナンバー5-1、事業説明書の1ページ目をご覧くださいと思います。あと、追加資料といたしまして、カラーの、「排水ポンプ車の購入について」という横のカラーの資料を追加させていただいておりますので、そちらについても後ほど説明させていただきます。

このたび、補正をお願いいたします、9款1項4目11事業、水害対策費につきましては、内水対策費用の排水ポンプ車の購入に関する費用でございます。

近年、全国で毎年のように甚大な大雨災害が発生しております。本年は、熊本県や山形県で河川が決壊する災害が発生しているほか、ここ大仙市におきましても7月より6回の大雨が発生しており、8月30日には1時間雨量が観測史上最大となる68.5ミリの大雨が観測されるなど、異常気象とも呼べる事態が続いております。

また、平成29年7月の水害以降、国・県で実施いただいている無堤区間での築堤工事により河川氾濫の可能性は大きく減少すると予想される一方、新たな内水氾濫が発生することも懸念されております。

市では現在、常設排水ポンプの設置や、可搬式ポンプの購入等により、内水排水を実施しておりますが、更に排水ポンプ車を購入することによりまして、排水能力の増強と機動力ある排水体制が構築できるものと考えており、国・県で所有する排水ポンプ車と連携いたしまして、対応についても協議をさせていただいております。

購入する車両は、毎分ごとの排水能力を備えたポンプを12台搭載し、毎分合計60トンの排水能力と発電機を備えた22トン級の車両でございます。

納期につきましては、現在、全国的な注文が殺到しているということで、約10ヵ月から12ヵ月を見込んでおり、配備は来年8月になる予定でございます。

排水箇所につきましては、大曲地域の福部内川遊水池の他、神岡地域の後川排水樋門^{ひもん}、西仙北地域の大佐沢排水樋門、協和地域小種沼館川排水樋門、あと南外地域西板戸の第2排水樋門を想定しておりますが、災害の状況により、機動力を生かしまして、それ以外の箇所でも排水が可能になると見込んでおります。

購入に伴う事業費は、諸経費込みで1億2,173万7千円となります。また、財源といたしましては、国の緊急自然災害防止対策事業債を1億2,160万円を見込んでおり、充当率は100パーセントとなっております。一般財源分は、重量税やリサイクル料金など、車両購入に係る諸経費分で、13万7千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

引き続きですけれども、車両の仕様等について、資料をご準備いたしましたので、そちらをご覧くださいと思います。

こちらの排水ポンプ車につきましては、現在、クボタ社製の排水ポンプ車を想定しております。こちらの排水ポンプ車、排水能力最大で60トンということでございますけれども、全揚程10メートル、並列使用ということで、要は排水ポンプ、くみ上げる部分から乗り越す堤防の高さが10メートル以内であれば、最大60トンの能力が発揮できる。これが並列使用ということで、下段の毎分30トン、全揚程20メートルというのは、更に排水するポンプの位置から乗り越す堤防の高さが10メートル以上20メートルまでということであれば、この12個あるポンプのうち6個を直列に連結させて、20メートルまでの排水能力が可能になると。ただし、この際は排水能力が半減してまいりますので、排水能力30トンということになってまいります。

この水中モーターポンプ12台ですけれども、ポンプの重量が1台あたり30キロということで、作業をする方、男性であれば2名で持ち運びが可能ということで、災害時、緊急的に対応する際も対応しやすいというものになってございます。

右側の方に、想定する排水箇所と排水能力ということで書かせていただいておりますけれども、先ほどご説明した排水箇所に対しまして、排水能力が30トンとなっている箇所が2カ所ございます。神岡の後川、南外西板戸の作兵エ沢川につきましては、ポンプ設置する箇所から高さ、長さが10メートル以上あるということで、こちらの排水能力につきましては、毎水30トンになるのではないかと想定されております。それ以外の予定箇所につきましては、最大限このポンプ車を生かせるような毎分60トンの排水

ができるものと見込んでおります。

排水作業の運用候補といたしましては、局地的な雨が降って、その河川がということであれば、そこに出勤することは可能なのですけれども、やはり例年こういった河川の氾濫というのは、雄物川の、基本的にはバックウォーターからくる樋門閉鎖による内水ということになりますので、そういったことを想定すると、市内でいち早くということであれば、やはり福部内川遊水池が初動になるのではないかと想定しております。ここにつきましては、県の排水ポンプ車も、今現在やっただいていただいている箇所ですので、県との連携をいたしまして、その排水がある程度落ち着いたと見込めれば、この排水ポンプ車を移動させまして、次に来るであろう、内水対策が必要な箇所ということで、「2回目」というところに、後川、土買川、沼館川、作兵エ沢川というような記載をさせていただいておりますけれども、こういった箇所に移動することが可能ではないかと。更には、国交省でも、湯沢河川国道事務所の方で大仙市の方にポンプ車を2台配置しておりますので、今現在ある、国・県の排水ポンプ車との連携を強化して、そういった内水排水の対策に、機動的に対応していきたいと考えております。

他の方法ですけれども、写真をご覧いただいたとおり、かなり大型な車両でございます。現在、これを格納する車庫が市にはございません。あとは、排水作業の時に迅速に対応していただけるということも含めまして、業者に管理から作業までを一連して委託するというようなことを今、想定しております。必要であれば、車両、ポンプの点検を含めまして、一元一括して管理を委託したいというような考えでございます。

以上、このような形で、排水ポンプ車の導入を想定しております。よろしくお願いたします。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので質疑を行います。

質疑のある方は。はい、小松議員。

○委員（小松栄治） 今回のポンプ車いがあったなと思っておりますけれども、問題は、雨は限りなく降るっすおな。で、ちょこちょこ降ったものは順序よく、例えば福部内さ行って西仙北さ来るってことはできるんだけどもすよ。この4カ所が主だべど思うでもすよ、やっぱりこれ1台では足りねんた状態なので、県の方でも来てくださるども、県の方だったって大仙市のやつでねすもん。だから今後のことについてですよ、計画を進めてもらわなければ、1台ではちょっとなと思っております。

それともう一つ、この20センチのホース、んだす。これまず、うちのどご10メー

トルの場合はまず12カ所分できるんだけれども、それで結構だと思うんだけど、ただ、内水の場合、高さによって違っていうんだけれども、ほとんど同じぐれの高さで、なるすおな。そこを見越してやらなければできないんじゃないかということで、ホースの関係でです。そのあたりやっぱり、防災課長と現地さ行ってすよ、何メートルなのかぐらいは把握してもらいところだなど。んだければすよ、なんでかって言うとすよ、西仙では、いわゆる内水のところ、大佐沢から来る水がたまっていて、それをせ、冬なればちょうど排水、いわゆる融雪溝さ使うわけすよ。そのあたりも鑑みながら把握してもらわなきゃできねんじゃないかなと、それでだったす。そのあたり、どうかお願いします。

○委員長（後藤健） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

今、1台、ポンプ車を購入することで考えておりますけれども、県・国の方でもポンプ車購入を増強するというような案も出ております。もし今後、これで足りなければ更にという形も検討は必要だと思っております。ですので、今後、国・県のポンプ車購入の動向も見ながら、また更に追加で、ということは考えていきたいと思っております。

あと、二つめの、20メートルホースというか、ポンプを設置する箇所の揚程ですけれども、今、想定されている箇所につきましては、道路河川課の職員とともに、全ての設置箇所、あとは常に排水をお願いしている、あるいは国から排水ポンプ車をお願いされている業者の方々も同行して、この全ての箇所は、我々で現場を確認しております。

確認した結果、先ほど委員がおっしゃられた土買川、要は大佐沢樋門のところだと思いますけれども、そちらにつきましては今、県の方で築堤工事を実施しております、高さはあるんですけれども、ポンプを設置する箇所につきましては、10メートルで済むというようところにポンプが設置できるようになりますので、こちらに関しては12本、ポンプを下ろすことができると。更に、今県の方から乗越管を、市の方の常設ポンプを含めて16本分の乗越管を作っていただいておりますので、こちらの方もこのポンプ車を接続するというので、排水作業は、かなりスムーズに設置ができるのではないかと考えております。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 要望だどもすよ、私たちの大佐沢の方では、業者、市と消防で使っている簡易式ポンプで今までやっているもんだから、どうかひとつその点も連携を消防団の方とか、消防署の方とかとも連携してやってもらいたいと。

というようなことと、それと併せて、これ議長もいたので。これ我々、総務で「はい」として、委員長が話しするんだけど、できればすよ、これ水害の関係のものだから、できれば全議員にお知らせしてもらえないべかなと思ってだったす。我々総務と関係者だけではなと思って、なんとか議長、そのあたりのご配慮をお願いしたいです。図面だけでもなし。

○委員長（後藤健） はい、答弁はいいすな。

はい、そうすればこのポンプ車の仕様といいますか、我々がいただいたこの資料を全議員の方に配付願えればと思います。

他に、質疑。はい、挽野さんどうぞ。

○委員（挽野利恵） すみません。今の補正予算とはちょっと別の話になるんですけども、一括して管理委託するというふうにあるんですけども、これって年間どのくらい掛かるもんですか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今そういったところを、今実際に県や国で業者委託しておりますので、そういったことを参考に調査を進めております。ただ、どこまで、どのような形でというのがはっきりしておりませんので、例えば車庫を借りて、そこで出動する際の車庫を借りる料金、あるいは出動した際の手当だけ払うと。そして、それ以外の車検や整備に関するものは直接市が専門業者をお願いしてやっていただくとか、全てといった場合はこれを全部含めたという形ですので、今ちょっとそこは、見積もりを業者さんをお願いしている形で、徴取しておりますので、詳しく分かればその際にご提示させていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤文子） 今の挽野さんの話と若干関連するんですけど、まず、こういう大型の排水ポンプ車は、全国でもあちこちで配備を進めてきているのではないかと思うんですけども、これだけの車を管理、そして作業等できる業者って、具体的に、大仙市からよっぽど離れたところの人なのかどうか、機動力が、ちゃんとぱっと、あるのかどうかという点で、具体的にその業者さんに頼むという、その業者さんて一体、なんぼもあるもんだすべがという、その辺はどういうふうなことなんでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

今現在、国や県が有している排水ポンプ車、こちらを大仙市内の業者で、国や県が有している排水ポンプ車を災害時に配置している業者が3業者ほどございます。そういうふうな形で対応できる業者さんが市内にはありますので、いずれその中からお願いする形にはなるかと思えます。

○委員長（後藤健） よろしいですか。どうぞ。

○委員（佐藤文子） いわゆるその、作業もしっかりできる、という業者さんというふう
に捉えていいのですか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） これにつきましては、もう既に国・県の作業車を実際に運用
させている実績がございますので、そういった中から実際に選んでいきたいと考えてお
ります。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、他に質疑は。金谷委員。

○委員（金谷道男） ちょっと質問ですけれど、これの車検って1年、何年。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） すみません。ちょっと手元に資料がございませんので、正確
なところを調べさせていただいて、ご報告させていただければと思います。

○委員長（後藤健） はい、そうすれば後ほど、お願いいたします。

はいどうぞ、金谷委員。

○委員（金谷道男） ゴミ処理場みんなぐ、包括契約する話になるべがら、それで聞い
だった。何年ぐらいの包括契約、まさか単年度でっていうわけにもいがねべった。

運転する時って、もしかすれば車の免許だけでできる、別にポンプの免許はねべがら
な。そんたのも含めて、包括契約だろうなと思って、それでちょっと聞いてみたどごろ
だった。

○委員長（後藤健） はい、そうすれば後ほど、お願いします。他に質疑のある方。

（質疑する者なし）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決については、議案第186号の審査終了後に行うことといたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は、5分後くらいを目途にお願いいたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前 11時24分

○委員長（後藤健） それでは、審査を再開いたします。

先ほどの件について、佐藤課長。お願いいたします。

○総合防災課長（佐藤大） 先ほど、金谷委員からご質問いただいております、排水ポンプ車の車検の件ですけれども、一応この予定車両は改造車ということで88ナンバーになるということで、1年車検ということでございます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。

○委員長（後藤健） それでは、議案第168号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、議案第191号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第11号）を再び議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、請願第14号「市議会として、秋田市新屋への地上イージス・アショア配備反対の意思表示を求める請願について」を議題といたします。

本請願は、先の第2回定例会において、調査検討を要するものとしておりました。本件に関してご意見等をお願いいたします。はいどうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これはあくまでも、当大仙市議会として表明を求めているものですので、その後の情勢は不透明ではありますが、新屋への配備は反対というふうな明確な立場を表明するのは当然だと思いますので、是非とも採択をしていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、ただ今採択という意見がございました。

他に。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（後藤健） そうすれば、反対意見がないようですので採決いたします。

本件は、採択と決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 次に、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

本件に関して、全国市議会議長会会長より、別紙の内容で意見書の提出依頼があり、議長から当常任委員会でその取り扱いを一任されたものでございます。

この件について、委員の皆さまのご意見をお願いいたします。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） これ前に、常任委員会で決めたのではなかったか。

○委員長（後藤健） ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○委員長（後藤健） それでは審査を再開いたします。

この、今の渡邊委員の質疑では、前回出たものとは提出先も内容も違うということで、今回はこの件についての意見書でございますけれども、どうですか皆さん。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 賛成という声がありましたけれども、よろしいですか。

そうすれば、全員が賛成のようですので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議がございませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長(後藤健) はい、ただ今配付いたしました意見書案は、依頼者から提出された案を事務局で作成したものでございます。

ただ今お配りいたしました意見書案について、ご異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議がございませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長(後藤健) 次に、閉会中の継続審査及び調査の申し出に係る事件についてを議題といたします。

お諮りいたします。所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時31分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後藤 健